

第15期第1回かながわ人権政策推進懇話会意見への対応

参考資料1

No	項目	御意見の内容	御意見を踏まえた対応の概要
1	改定全般	コロナ禍の状況ではあるが、 <u>オンライン会議だからこそ回数を増やして、繋がりを継続していくことが大切である。</u>	御指摘を踏まえ、令和3年度の「かながわ人権施策推進懇話会」について、開催回数の増を検討いたします。(年2回→年4回) なお、第15期第3回懇話会は令和3年12月、第4回懇話会は令和4年1月～2月頃の開催を予定しております。
2	改定全般	現行の指針では「引きこもり」について「子ども」の分野のみに記載されているが、近年では大人の引きこもりに関する問題も少なからず生じている。また、インターネットカフェ等で寝泊まりする方の抱える問題なども生じており、 <u>経済・社会の変化に急激な変化に伴う全体的な見直しが必要である。</u>	平成25年3月の最終改定後に生じた社会情勢の変化や法整備等を反映し、記載内容の全項目について見直しを実施しました。 また、大人の引きこもりについては「13 様々な人権課題」中、「孤独・孤立による人権課題の深刻化」として、住居喪失状態にある方については「8 貧困等にかかる人権課題」中に記載することとしました。
3	改定全般	津久井やまゆり園事件や、川崎でのヘイトスピーチ等、 <u>最終改定後に起こったさまざまなことを踏まえて改定したということが伝わる内容としてほしい。</u>	「I 人権施策の取組みの経緯」において、最終改定後に生じた社会情勢の変化に伴う人権課題について記載するとともに、特に強調すべき項目については、コラム欄を設けて詳細な記載を追加しました。
4	改定全般	<u>最終改定後に成立した様々な人権課題に対する法律に基づき、項目等を改めて検討されたい。</u> 特にアイヌ問題については項目を追加すべきである。また、いわゆる福島差別の問題は今日の差別構造等がわかるような形で記載する必要がある。	平成25年3月の最終改定後に生じた社会情勢の変化や法整備等を反映し、記載内容の全項目について見直しを実施しました。 また、「様々な人権課題」中に「アイヌの人々の人権課題」の項目を追加するとともに、「災害発生時の人権課題」について、近年問題となっている避難所における問題等について追記しました。
5	人権教育	幼少の頃から基本的人権を尊重することや人を大切にすることについて教育し、 <u>人権意識をしっかりと育てていくことが重要である。</u>	「IV 人権教育・人権啓発の推進」の内容について、「かながわ教育ビジョン」をはじめとする諸計画の改定を踏まえた見直しを行いました。また、「VI 分野別施策の方向」に記載するすべての分野において、「教育・啓発等の推進」の項目を設け、取組みの方向を記載しました。
6	人権教育	①教育現場における人権教育においては、 <u>教師の質が最も重要であり、教育現場における職場環境の改善が急務と考える。</u> ②小中学校において、 <u>教員が人権教育をしっかりと行えるような人材育成が必要である。</u>	「VI 分野別施策の報告」中、「1 子ども」の項目において、スクールソーシャルワーカーの活用や関係機関との連携について記載するとともに、「2 女性」の項目において、学校現場における男女共同参画の基盤整備について記載しました。 また、現行の指針に記載されている、研修会等を通じた人権教育に関する指導方法の向上にも引き続き努めてまいります。

No	項目	御意見の内容	御意見を踏まえた対応の概要
7	孤独・孤立	<p>コロナ禍において、特に母子家庭の方や障がいをお持ちの方、性的マイノリティの方などが<u>孤立化し、より深刻な状況におかれているということについて、人権課題としてクローズアップしていくことが非常に大切である。</u></p>	<p>「Ⅲ 人権尊重のための基本姿勢」において、「県民の皆様に取り組んでいただきたいこと」の項目を追加し、毎日の生活で「支え合い」について心がけていただきたい旨を記載しました。</p> <p>また、「Ⅵ 分野別施策の方向」中、「13 様々な人権課題」において「孤独・孤立による人権課題の深刻化」の項目を追加するとともに、ソーシャルインクルージョンの理念についてコラムを掲載しました。</p>
8	相談・支援体制	<p>コロナ禍においても、<u>相談・支援事業が中断することのないよう手法等を工夫し、困っている人たちの掬い上げていく仕組みが必要である。</u></p>	<p>県が所管する相談事業について、コロナ禍においても継続可能な手法を検討するとともに、「相談・支援体制」の項目で弁護士相談窓口の設置について記載しました。</p> <p>また、悩みを抱える方を必要な支援につなぐため、今後「おもな相談窓口」をとりまとめ、掲載する予定です。</p>
9	女性	<p>コロナ禍において、シングルマザー、単身世帯の女性の貧困問題やDVの増加など、とくに女性の生活に深刻な影響が生じている。<u>コロナ禍での問題を含め、現行指針の「女性」分野を見直す必要がある。</u></p>	<p>「女性」の項目全体について、第4次男女共同参画プランに基づいて全体的な見直しを行うとともに、コロナ禍における女性の人権課題について、コラムとして記載しました。</p>
10	疾病等にかかる人権課題	<p>コロナ禍における人権課題をはじめ、<u>病気と人権問題について、当事者意識をいかに持てるかが重要であり、一人でも多くの方に伝えていく取組みが必要である。</u></p> <p>また、誰もがかり患する可能性があるにも関わらず、周囲の理解不足から病気になったこと自体で社会から差別されてしまうということは、<u>特定の病気だけで起こっている問題ではない。現行の指針における「患者等」の分野について、皆が幅広くかかる、たとえばがん患者の就労の問題や、それ以外の疾患の問題を幅広く取り上げるべきである。</u></p>	<p>現行指針において「患者等」としている項目を「疾病等にかかる人権課題」と改題し、疾病全般における正しい理解の推進や、がん患者等への就労支援をはじめとする様々な支援の推進について記載しました。</p>
11	疾病等にかかる人権課題	<p>「患者等」の項目の改題について、感染症等が差別の原因ではないため、「感染症等に起因する人権課題」ではなく、「<u>感染症等に係る人権課題</u>」等と修正されたい。また、「子ども」、「女性」等と並べて記載することに違和感があるため、<u>表記を揃えた方がよい。</u></p>	<p>改題後の項目名を「疾病等にかかる人権課題」と改めました。</p> <p>また、対象者が項目名となっている分野（「子ども」、「女性」等）と、対象者を項目名とすることが困難と考えられる分野（「疾病等にかかる人権課題」、「貧困等にかかる人権課題」、「インターネットによる人権侵害」）については、項目の並び順を整理するなどの対応について、懇話会等での御意見も伺いながら今後検討してまいります。</p>

No	項目	御意見の内容	御意見を踏まえた対応の概要
12	外国籍県民等	<p>コロナ禍において、<u>ヘイトスピーチの問題や、外国につながりを持つ子どもの母親、技能実習生として来日した人たちなどの就労問題は急務である。</u>また、入国管理局における超過滞在者の長期収容なども踏まえ、<u>外国籍県民等に今ある差別を救済するという視点だけでなく、基本的人権を厳守した視点をもって指針を改定していただきたい。</u></p>	<p>「外国籍県民等」の項目に、制度の改善に向けた取り組みやヘイトスピーチ対策について記載しました。また、コラム欄においてヘイトスピーチ解消法の概説を記載し、国籍、人種、民族等を理由とした差別的言動は決して許されないものであることを強調しました。</p>
13	貧困等にかかる人権課題	<p>正社員は在宅勤務が可能であっても非正規労働者にはその制度がない、職場から出勤しないよう要請されたが休業手当などの保障がないなど、<u>コロナ禍において非正規労働者はさまざまな問題に直面しており、対策が必要である。</u></p>	<p>現行指針において「ホームレス」としている項目を「貧困にかかる神家課題」と改題し、非正規雇用労働者等、不安定な就労状況にある方や、住居喪失状態にある方をはじめ、貧困を背景として生じる複合的な人権課題に係る啓発・支援等の取り組みについて記載することとしました。</p>
14	インターネットによる人権侵害	<p>改定後の指針で新たに追加する「インターネットによる人権侵害」について、<u>インターネットの利用に関する法整備が対策として重要と考えるが、令和2年度の県民ニーズ調査では「人権課題を解決するために力を入れるべき取り組み」の選択肢の中に「法整備」という項目がない。法整備を早急にやっていくという試みを指針に盛り込む必要があると考える。</u></p>	<p>「インターネットによる人権侵害」の項目において、国や市町村との連携について記載するとともに、総務省の取り組みや被害に遭った時の対策等についてコラムとして記載しました。</p> <p>また、御意見を踏まえ、令和3年度に実施する県民ニーズ調査においては、同設問の回答として「国による法整備」、「自治体による条例整備」の選択肢を追加する予定です。</p>
15	インターネットによる人権侵害	<p>インターネットの世界では、<u>締め付ければ締め付けるほど反発が強くなる傾向があり、規制をすることによって問題が悪化する可能性がある。</u></p> <p>強い規制をどんどんやっていくという方向ではなく、良い落としどころを見つけて行けたら良いのではないかと考える。</p>	<p>「インターネットによる人権侵害」の項目では、適切な利用に関する教育・啓発の推進や、被害に遭われた方への支援の推進を主な取り組みの方向として記載することとしました。</p>